

答 申 書

平成30年度

豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会

平成31年1月24日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市議員報酬等及び特別職の
給料に関する審議会

会 長 桑原 英明

豊田市議員報酬及び特別職の給料の額並びに市議会の会派又は議員
に交付する政務活動費の額について（答申）

平成30年10月4日に貴職から受けました下記の諮問については、次のと
おり答申いたします。

記

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及
び常勤の監査委員の給料の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について
- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務活動費の額の改定の是非、改定額
及び改定の時期について

第1 答 申 内 容

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額（以下「特別職等の報酬及び給料の額」という。）の改定の是非、改定額及び改定の時期について

特別職等の報酬及び給料の改定額を次のとおりとし、改定の時期は平成31年4月1日とすることが適当である。

区 分	月 額	改定額
議 長	75万9,000円	6,000円引上げ
副 議 長	69万1,000円	4,000円引上げ
議 員	64万2,000円	5,000円引上げ
市 長	112万9,000円	据置き
副 市 長	95万1,000円	据置き
教 育 長	76万3,000円	据置き
事 業 管 理 者	76万3,000円	据置き
常勤の監査委員	66万4,000円	据置き

- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務活動費の額（以下「政務活動費の額」という。）の改定の是非、改定額及び改定の時期について

現行の議員一人当たり、年額53万円を60万円に引き上げ、改定の時期は平成31年4月1日とすることが適当である。

3 付帯意見

当審議会では報酬、給料、政務活動費の3項目を審議事項としている。

市議会議員及び特別職はこれらに加えて、年に2回の期末手当が支給されているが、期末手当については審議事項とはされていない。

このため、期末手当を今後の審議会にて審議事項とすべきか否かについても審議を実施した。

現行の審議事項は、国の通知に基づいたものとなっており、他の中核市は総じて同様の運用をしていること、人事院勧告に基づいた改定をしており情勢適応の原則に準拠していること、仮に審議事項としたとしても国との均衡上の理由等から審議に大きな制約を受けること。

以上のことから、期末手当を審議会で審議する必要はなく、人事院勧告に準じ改定することが適当であるとの結論に達した。

第2 審 議 経 過

当審議会は、平成30年10月4日に貴職から特別職等の報酬及び給料の額並びに政務活動費の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について意見を求められた。

これに対し、当審議会は、平成28年度の審議会以降の社会経済情勢の変化や、国及び他の中核市の状況、並びに豊田市の財政状況や業務の変化など、豊田市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、別記の参考資料に基づいて慎重に審議した結果、上記の結論に達した。

1 審議会開催状況

第1回審議会	平成30年10月 4日
第2回審議会	平成30年10月22日
第3回審議会	平成30年11月 8日
第4回審議会	平成30年11月28日
第5回審議会	平成30年12月27日

2 指 標

特別職等の報酬及び給料の額について審議するに当たり、特別職等の職務内容とその職責を十分認識するとともに、いわゆる情勢適応の原則や均衡の原則をも勘案し、次の指標を考慮して、適正な額を決定することとした。

- ア 人事院勧告と豊田市一般職の給与改定状況
- イ 国の特別職、国会議員並びに豊田市特別職の報酬及び給料の額の改定状況とその比較
- ウ 中核市における報酬及び給料の支給状況
- エ 製造品出荷額、人口及び面積と特別職給料の相関関係
- オ 中核市における給与減額措置の実施状況
- カ 中核市の賃金指数及び地域手当の状況
- キ 消費者物価指数の推移
- ク 豊田市の財政見通し

また、政務活動費の額に関しては、現行の使途基準に照らし合わせて、次の指標を考慮して額の妥当性を審議した。

- ケ 各会派における執行状況
- コ 中核市における政務活動費の比較
- サ 議会費による視察等の実施状況

第3 特別職等の報酬及び給料の額についての考え方

豊田市においては、国の税制改正により財政状況が厳しくなる一方で、超高齢社会への備えや、価値観の多様化など、特別職等においては、より一層難しい舵取りを担うこととなり、その職務は益々多様化、高度化するとともに、その職責も一層重いものとなり、これらに対応するための高度な政策形成能力が求められている。

特別職等の報酬及び給料の額は、その果たすべき役割及び責務に対応することが必要であり、これに加えて、一般職の給与改定、国の特別職の報酬等の状

況及び社会経済情勢等を総合的に勘案すべきである。

また、いわゆる情勢適応の原則の観点から、改定の是非を審議するひとつの要素として人事院勧告があり、その動向を踏まえておく必要がある。平成26年人事院勧告において、地域間の給与配分の見直しに重点を置いた給与制度の総合的見直しが勧告され、平成27年度から平成29年度までの3か年度をかけて実施された。それ以降、平成29年度及び平成30年度は両年度とも引上げの勧告であった。

さらに、均衡の原則の観点から、行政需要や財政規模等が同程度である中核市との状況比較を踏まえることも必要である。

一方、日本経済の状況は、緩やかな回復基調が続いており、それに伴い民間賃金も上昇傾向にある。しかし、平成30年7月豪雨を始めとする大規模な自然災害などの影響や、不安定な国際情勢、また消費税の増税を控えていることもあり、依然として先行きが不透明な状況にある。

豊田市における財政状況を見ると、法人市民税の一部国税化等の税制改正や地方交付税の合併特例措置が終了することによる大幅な歳入減が見込まれる中で、行政水準を維持させなければならないという厳しい行財政経営が想定される場所である。

当審議会では、以上の基本的視点に基づいて、諮問に対する審議を実施した。

1 市長等特別職の給料の額

市長等特別職の給料の額については、一般職員の給与改定と必ずしも連動するものではないが、当審議会では、これまでも前回の審議会後における豊田市の一般職員の給与改定を考慮して給料額改定の答申を行ってきた。この考え方を基本とすると、平成29年度の改定状況は0.2%の引上げ、平成30年度は0.26%の引上げであったものの、平成26年度の給与制度の総合的見直しによる2%程度の給料引下げの激変緩和措置として実施されていた現給保障が平成29年度末をもって解除され、一般職の給料は減少したことを考慮する必要がある。

今回の審議において、ラグビーワールドカップ2019TMの開催が予定され

るなど、豊田市が益々活性化しているのは、市長を始めとする特別職の功績による部分も大きいこと、また、民間賃金は上昇傾向にあることから引き上げるべきとの意見のほか、税制改正等の影響により市の歳入や基金は減少することが見込まれること、給与制度の総合的見直しによる地域手当の引上げや近年の人事院勧告を受けた期末手当の支給割合の引上げにより年収額は増額となっていること、特別職の給料は他の中核市と比較しても既に上位にある点を考慮し、給料額は据え置くべきとの意見等が出された。

当審議会として意見をとりまとめるに当たり、豊田市の財政状況、他の中核市の状況、国家公務員を始めとした公務員の給与等を取り巻く環境などの検証、豊田市の現状に関する審議を行った。結果として、特別職のリーダーシップにより豊田市は益々活性化しており、その功績は評価に値するものの、税制改正等による歳入減等豊田市を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあること、市長の現行給料額112万9,000円は、中核市54市の平均額108万3,067円を上回り、年収額ではトップレベルであること、平成26年人事院勧告における給与制度の総合的見直しにより、一般職の給料は平成30年度から減額となっていること、これらのことを総合的に勘案し、市長を始めとする特別職の給料は据置きが妥当であるとの結論に達した。

2 市議会議員の議員報酬の額

市議会議員の議員報酬の額については、当審議会ではこれまでも一般職員の給与改定、市長を始めとする特別職の給料の状況、及び均衡の原則の観点から、人口規模類似の中核市の報酬額を踏まえた審議を行ってきた。

今回の審議において、大幅な税収減が見込まれる中で、今後益々議員の職責や政策提言への期待が高まっており、今後議員を志す者が増え、議会が益々活性化していくためには報酬の引上げをすべきであるという意見、一方で全中核市の中では上位3割ほどの位置にあり、また平均額以上の報酬額があるため据置きが妥当であるという意見が出された。

当審議会として意見をとりまとめるに当たり、市民の意見を市政に反映させるために、議員の広範な情報収集活動や市政のチェック、政策提言の重要性は増していることから、議員の精力的な活動への期待を込めて市議会議員

の報酬額を引き上げることとし、また、引上げ額については、人口規模類似中核市（豊田市を除く人口40～50万人の中核市）の平均額との差を解消するべく、議長6,000円、副議長4,000円、議員5,000円の引上げが妥当との結論に達した。

第4 政務活動費の額についての考え方

現行の市議会議員の政務活動費は、平成24年9月の改正地方自治法の公布により、名称を政務調査費から政務活動費に改めるとともに、使途基準が拡大されたことに伴い、平成25年度から一人当たり年額15万円引き上げられ、年額53万円となっている。この額は、54市ある中核市の中で52番目の金額となっており、中核市平均額の108万6,333円を大きく下回っている状況にある。これは、他の中核市の多くが、豊田市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、豊田市においては、調査研究費、広報広聴費、要請・陳情活動費などの範囲に限定していることも要因となっている。

1 政務活動費の額

政務活動費の額については、これまでの審議会において、豊田市の政務活動費が使途の範囲を限定しており、透明性の高い運用がされていることが評価され、この限られた使途基準における実績に鑑み、その額は適切であると判断されてきた。

今回の審議において、大幅な税収減が見込まれる中で、豊田市市政の更なる発展に向けて、議員の政策提言等は今後益々重要性を増していく状況にあることや、調査研究活動をさらに充実したものとするため政務活動費を引き上げるべきとの意見、一方で当事者である議員から増額の要望が出ていないことや、海外視察を含め、現状でも十分な活動ができていることから、据え置くべきであるという意見が出された。

当審議会として意見を取りまとめるに当たり、変革する社会や税収の減少に対応するため、議員の政策提言能力の更なる向上及び議会の活性化には

益々期待が高まること、更に議員が見識を深めるために研修や視察等をより充実させるべきであること、広大な市域を有し、広域的な活動範囲を担うため、移動に係るガソリン代の負担も少なくないことなどから、政務活動費は引上げが妥当であるとの結論に達した。

また、引上げ額については、1回当たりの県外視察や研修にかかる費用を基本として5万円の引上げ、さらに会派等の会議や情報収集など調査研究活動のための登庁に要するガソリン代として2万円の引上げ、合計7万円の引上げが妥当との結論に達した。

なお、ガソリン代については、現在、豊田市議会政務活動費規程にて、用途としてふさわしくないものとなっている。引上げにはこれを改正する必要があるが、豊田市は市域の面積が県下一であり、議員の活動は広範囲に及ぶことから、特に遠隔地から登庁する議員は負担が大きいものと推測されるため、引上げ額の根拠の一つとして計上した。

おわりに

豊田市においては、合併特例法の下で受けていた地方交付税交付金の段階的な廃止や、国の税制改正による大幅な税収減が現実のものとなり、より厳しい行財政経営が免れられない中、人口減少や超高齢社会への対応、防災対策などを始めとした行政需要は引き続き増加し、新たな行政課題への適切な対応が求められている。

このような社会経済情勢に対応するため、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職、市民の代表である市議会議員及び議会の果たすべき職責は益々増大しており、その行政手腕や議会運営に対する市民の期待は一層高まることが予想される。

こうした状況の中、豊田市においては、新規事業立案、制度改革、業務改善などに積極的に取り組み、結果として豊田市は以前にも増して活性化している。こうした仕事ぶりには感謝申し上げるとともに、今後も市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層のご尽力をお願いするものである。

平成30年度豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会委員名簿

会 長 桑 原 英 明 (中京大学 教授)

副会長 田 端 稔 (豊田商工会議所 副会頭)

委 員 石 川 尚 人 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)

委 員 井 原 邦 和 (市民公募)

委 員 小 澤 仁 和 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

委 員 鳥 居 忠 雄 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)

委 員 西 口 武 彦 (豊田市区長会 理事)

委 員 福 田 美 和 (豊田市ファミリー・サービス・クラブ 会計)

委 員 山 田 洋 介 ((一社)豊田青年会議所 理事長)

別記

参考資料

- ・ 人事院勧告を受けた給料、賞与の改定状況
- ・ 豊田市議員報酬及び特別職給料の改定状況
- ・ 特別職の主な職務内容
- ・ 中核市における特別職の給料月額及び年収額の比較
- ・ 中核市における給与減額措置の実施状況
- ・ 国の特別職の給料等の改定状況
- ・ 製造品出荷額、特別職等の給料及び報酬の比較
- ・ 消費者物価指数と市長給与の推移比較
- ・ 中核市における議員報酬の比較
- ・ 議員の賞与月数、報酬額及び年収額の推移
- ・ 政務活動費改正の経緯
- ・ 政務活動費の執行状況
- ・ 中核市における政務活動費及び使途基準等の比較
- ・ 議会費（政務活動費以外）による視察等の実施状況（豊田市、近隣市）
- ・ 議員の活動内容
- ・ 市長（執行部）と議会の相違点
- ・ 議会（議員）による政策提案（政策立案）の考え方
- ・ 豊田市議会の特徴（他市との比較）
- ・ 豊田市の今後の財政見通し（税制改正、市債、基金、市税）
- ・ 給料制度総合見直しに係る給与推移
- ・ 中核市における賃金指数と地域手当の関係
- ・ 審議会審議事項としての期末手当の取扱いについて